

監事監査報告書

令和4年5月16日

学校法人 日本大学
理事会 御中

学校法人 日本大学

常任監事 前野正夫 ⑩

常任監事 三ッ井直紀 ⑩

監事 長倉 澄 ⑩

監事 木田正幸 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び日本大学寄附行為第20条に基づいて、学校法人日本大学の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監査に当たり、理事会、常務理事会、評議員会において、理事からの業務報告を聴取するとともに、決裁書類等を閲覧し、また、本部、部科校及びこれらの附属機関の業務、財産の状況を調査しました。加えて、会計監査人及び内部監査人と連携し、その報告や説明を基に計算書類についての検討など、必要と認める監査手続きを実施いたしました。このほか、元理事による一連の背任事案（日本大学医学部附属板橋病院の建替え計画をめぐる背任事案及び同病院における医療機器導入等をめぐる背任事案）については、監事の指揮の下に調査チームを設置して実態解明のための調査を行うとともに、調査チームがまとめた中間報告書を精査いたしました。

2 監査の結果

① 業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行の状況

学校法人日本大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行の状況は、次の事案を除き、特に指摘すべき事項は認められません。

令和3年10月、株式会社日本大学事業部において、取締役であった元

理事による一連の背任事案が発覚し、元理事は逮捕・起訴されました。また、これに関係するかたちで、同年11月に前理事長が所得税法違反容疑で逮捕・起訴され、その後有罪判決を受ける事態となりました。

元理事による一連の背任事案は、いずれも学校法人日本大学のガバナンス及び内部統制が機能していなかった結果であり、学校法人日本大学における株式会社日本大学事業部に対する管理体制に欠陥があったと指摘せざるを得ません。また、前理事長についても納税義務者として必要な遵法意識を欠いており、高い公共性が求められる学校法人の理事長としての適格性を欠いていると言わざるを得ません。

これら一連の不祥事に対して、学校法人日本大学は、第三者委員会を設置して一連の背任事案に係る事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の策定への提言を要請するとともに、原因分析を踏まえた責任の所在、株式会社日本大学事業部における類似する不正事案等の有無などについての調査の実施を要請したほか、日本大学再生会議を設置して健全な学校法人の管理運営体制の構築、理事会及び評議員会の在り方並びに役員の選出方法などについての検討を依頼したことを確認いたしました。

また、第三者委員会からの調査報告書及び日本大学再生会議からの答申書に基づき、法人の管理運営体制の抜本的改革に取り組むべく、具体的な改善策を策定するとともに、元理事や前理事長などに対して損害賠償請求を行う方針であることを確認いたしました。今後、确实かつ迅速に請求権を行使することを要請いたします。

② 財産の状況

財産目録及び計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)は会計帳簿の記載と合致しており、学校法人日本大学の収支、財産の状況及び事業報告書は経営状況を正しく示していることを認めます。

なお、株式会社日本大学事業部については、清算する方針が示されていますが、令和3年12月決算に係る株主総会は開催されておらず、現在までに監査役から監査報告を受けていないこと、また、清算した場合の学校法人日本大学への影響は不明であることを申し添えます。

以 上